

令和 5 年 7 月 3 日

地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター
入院セットレンタル業務運営事業者募集要項

地方独立行政法人長崎市立病院機構
理事長 片峰 茂



1 趣旨

この募集要項は、地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下、「機構」という。）が設置する長崎みなとメディカルセンターにおいて、入院患者向けの入院セットレンタル業務を運営する事業者（以下「事業者」という。）を公募により選定するため、必要な事項について定めるものである。

2 事業者選定の方法

事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による。

3 公募内容

(1) 事業名

地方独立行政法人長崎市立病院機構長崎みなとメディカルセンター入院セットレンタル業務運営事業

(2) 事業内容

機構が指定する場所において、入院患者向けの入院セットレンタル業務の運営（運営に必要な物品等の調達、患者等への説明、在庫管理及び使用済みリネン回収を含む）を行うもの。

(3) 施設の概要

ア. 所在地

長崎県長崎市新地町 6 番 39 号

イ. 施設の名称

長崎みなとメディカルセンター

(4) 履行期間

令和 5 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日まで

(5) 入院セットレンタル業務運営事業者が機構に支払う必要経費

・固定資産貸付料

窓口設置及び在庫保管等運営に必要な場所の貸付料。

- (6) 入院セットレンタル業務運営に係る条件等
業務要求仕様書のとおり。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 300床以上の病院において、入院セットレンタルの運営を3年以上継続した実績を有する者であること。
- (2) 次の①から⑤までのすべての要件を満たすこと。
- ① 長崎市立病院機構契約規程第2条第1項に規定する者に該当しない者及び同条第2項各号に該当しないと認められる者であること。
 - ② 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿に「賃貸借（その他）」及び「その他の役務」の業種で登録がある者であること。
 - ③ 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年11月7日施行）及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱（平成24年度長崎市告示第85号）の規程に基づく指名停止措置の期間中でない者であること。
 - ④ 長崎県暴力団排除条例（長崎県条例第47号）第16条に規定する社会的非難関係者に該当しない者であること。
 - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者（更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）でないこと。
 - ⑥ 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。

5 募集要項の交付期間及び入手方法

- (1) 交付期間

令和5年7月3日（月）から令和5年8月20日（日）まで

入手方法

長崎みなとメディカルセンターのホームページ（URL:<https://nmh.jp>）からダウンロードすること。

6 説明会

説明会は実施しない

7 募集要項等に関する質問及び回答

募集要項等の内容に質問がある場合には、質問書（様式2）に必要事項を記入の上、下記により提出すること。

- (1) 提出期間
令和5年7月3日（月）から令和5年7月18日（火）午後5時まで
- (2) 提出方法
質問書を「19 書類提出先及び問い合わせ先」（6ページ）まで電子メールにより提出すること。
- (3) 回 答
質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合を除き、令和5年7月21日（金）までに「9 参加資格の審査結果通知」において本プロポーザルへの参加資格があると認められた参加者全員の質疑を取りまとめて電子メールにて回答する。

8 参加表明

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出し、参加資格の審査を受けること。

- (1) 提出書類
 - ①参加表明書（様式1）
 - ②他施設実績の証明書
「4 参加資格（1）」に関する契約書の写しなど実績が分かるもの
 - ③会社概要または事業概要等（パンフレット等）
- (2) 提出期間
令和5年7月3日（月）から令和5年7月14日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法
「19 書類提出先及び問い合わせ先」（6ページ）まで持参又は郵送すること
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの受付とする。
また、郵送の場合は、書留郵送等確実な方法に限り、(2)の提出期間中必着とする。
- (4) 提出部数 各1部

9 参加資格の審査結果の通知

審査の結果、本プロポーザルへの参加資格があると認められ、機構が企画提案書の提出要請を行うこととした者には、令和5年7月19日（水）までに当該提出要請を文書により通知する。

なお、提案者として選定されなかった者に対しては、選定しなかったこと及びその理由を書面により通知する。

10 企画提案書等の提出

企画提案書の提出要請を受けた者は、下記の書類を提出すること。なお、企画提案書の提出要請後に選定の審査を辞退する場合には、提出期限前日までに、文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 提案書類提出届（様式3）
- ② 別添「長崎みなとメディカルセンター 入院セットレンタル業務評価基準」に沿って作成する企画提案書
※なお、提案書は50項以内（表紙は除く。）で作成すること。
- ③ 財務諸表類の写し（直近3年分）
貸借対照表、損益計算書など経営実績が分かるもの

(2) 提出期間

令和5年7月20日（木）から令和5年8月21日（月）午後5時まで

- (3) 提出方法「19 書類提出先及び問い合わせ先」（6ページ）まで持参又は郵送すること
※持参の場合は、平日の午前9時から午後5時までの受付とする。また、郵送の場合は、書留郵便等確実な方法に限り、(2)の期間中必着とする。

- (4) 提出部数 各10部（提案書類提出届は1部）

11 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案の内容に基づき、プレゼンテーション及びヒアリング（以下（プレゼンテーション）という。）を実施する。なお、プレゼンテーションを辞退する場合は、プレゼンテーションの実施前日までに、文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。

(1) 日程及び場所等

後日、文書にて通知する。

(2) 留意事項

- ① 時間は1提案者あたり30分程度を予定（プレゼンテーション、ヒアリング各15分ずつ）。
- ② 企画提案書の提出順に実施。
- ③ プレゼンテーションに参加できる人数は3名以内とする。
- ④ プレゼンテーションに用いる資料は、企画提案内容書のみとする（プロジェクターの使用も不可）。

12 審査

- (1) 運営候補者の選定の審査は、長崎みなとメディカルセンター入院セットレンタル業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員名は次のとおりとする。

氏名	役職名
楠本 美和（委員長）	副院長兼看護部長
草野 孝昭	長崎市立病院機構理事兼事務部長
綾部 亜希子	看護副部長
中野 隆二	医事課長

13 運営候補者及び次点運営候補者の選定

(1) 選定方法

提出書類及び企画提案の内容を踏まえて、評価項目に基づき、審査委員会が総合的に審査の上、最も優れた企画提案を行った者を運営候補者とし、第2位の企画提案を行った者を次点運営候補者とする。

(2) 選定結果の通知及び非選定理由の説明

- ①選定結果は、提案者全員に書面により通知する。
- ②提案者のうち、選定されなかった者に対しては、選定しなかったことを書面により通知する。

14 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期限を過ぎた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載を行った者
- (3) 特別の事情なくプレゼンテーションの開始時間に遅れた者又は欠席した者
- (4) 不正行為その他審査の公平性を害する行為を行った者
- (5) その他、募集要項に定める手続き、方法等を遵守しない場合

15 選定後の手続き

- (1) 機構は、運営候補者と別途、本事業実施に関する契約の締結に向けて協議を行う。
- (2) 機構は、運営候補者との間で契約締結に至らなかった場合には、次点者を最上位に繰り上げ、(1)と同様の協議を行う。

16 契約に関する事項

(1) 契約手続き

機構は、運営候補者の企画提案に基づいた協議を行い、運営契約を締結する。

(2) 契約締結時期及び履行期間

締結時期 令和5年8月下旬予定

履行期間 令和5年11月1日から令和8年10月31日まで

※ 契約締結後から令和5年10月31日（火）までを準備期間とし、令和5年11月1日（水）から当該業務運営を開始するものとする。

(3) 運営事業者が機構に支払う額

- ①要求仕様書において規定された固定資産貸付料（消費税含む）は、令和5年11月から発生する。
- ②固定資産貸付料は機構の発行する請求書により、その指定する期日までに納付する。

17 その他

- (1) プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円、軽量単位は軽量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から運営事業者の選定が終了するまでの間、審査委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、全て申込者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出書類は、提出者に無断で、事業者選定の用途以外の目的に使用しない。
- (6) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求めることがある。
- (7) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、機構が補正を求めた場合はこの限りでない。
- (8) 参加者は、審査委員会の審査結果に対して苦情を申し立てることはできない。

18 スケジュール

募集要項の交付開始	令和5年7月3日（月）
参加表明書の提出期間	令和5年7月3日（月）～令和5年7月14日（金）
質問受付期間	令和5年7月3日（月）～令和5年7月18日（火）
質問への回答	令和5年7月21日（金）
企画提案書の提出要請	令和5年7月19日（水）まで
企画提案書の提出期間	令和5年7月20日（木）～令和5年8月21日（月）
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年8月中旬予定
選定結果通知	令和5年8月中旬予定
契約締結	令和5年8月下旬予定
運営開始	令和5年11月1日（水）

19 書類提出先及び問い合わせ先

〒850-8555

長崎市新地町6番39号

地方独立行政法人長崎市立病院機構 事務部経営管理課（担当：松尾）

電話：095-822-3251

FAX：095-826-8798

Eメール：byouin_keiei@ncho.jp